

A20 全額が非課税となります。

妊娠中および出産後の入院のうち、次に掲げるものは助産に係る資産の譲渡等として非課税となります。

- ①妊娠中の入院については、産婦人科が必要と認めた入院（妊娠中毒症、切迫早産等）および他の疾病（骨折等）による入院のうち産婦人科医が共同して管理する間の入院
- ②出産後の入院のうち、産婦人科医が必要と認めた入院及び他の疾病による入院のうち産婦人科医が共同して管理する間については、出産の日から 1 月を限度とします。

差額ベッド代については通常課税になりますが、産婦人科の差額ベッド代で、上記の「助産に係る資産の譲渡等」に該当するものについては非課税となります。特別給食費についても同様の取扱いとなります。